

避難所支援に向けたアプローチと弁護士の当初の役割 (雑感)

東京三会復旧復興本部 事務局次長 東京弁護士会
香川美里

1. 東京三会における避難所支援に向けたアプローチと相談体制

味の素スタジアムにおける避難所開設の3日後である3月21日、東京三会復旧復興本部事務局以下数名にて同スタジアムを訪問し、弁護士相談の必要性を訴え、当日・翌日と相談の試行を行った。東京都に対する東京三会からの正式申し入れ後、3月23日より正式に弁護士相談を開始した。同スタジアムにおける避難者は多いときでも約200名程度であり、他の避難所よりも比較的落ち着いていたことから、相談員を弁護士4名としつつも、今後他の避難所でも相談員になっていく若手弁護士に広く声をかけ参加してもらうことにより、避難所相談の実践訓練の場にもなった。途中からは、多摩支部が中心になって相談員を派遣し、5月21日の避難所閉鎖とともに同スタジアムでの相談を終了した。約2か月の避難所相談において、相談員延べ232名、相談件数は少なくとも178件に上るといった結果であった。

2. 当初の段階で専門家としての弁護士ができたこと

気軽に相談に立ち寄ってもらえるよう、毎日(土日を含む)午後4時から6時の時間帯に、主に避難者出入り口の脇にスペースを設け、弁護士4名体制で相談に臨んだ。

弁護士になじみのない避難者も多かったが、「法律相談の場所」というだけではなく、「最新情報の問い合わせ先」や「避難生活における困りごとの相談先」という様相もあり、「緑のジャンパーを着ている人」(避難者からわかりやすいように相談員は緑のジャンパーを着るようにしていた)がいる所として、比較的気軽に相談に立ち寄ってもらうことができた。すなわち、来所する相談員がノートPC等を持ち込み、その場で現地の状況や政府等が出す最新情報等を検索して情報提供することも多く、これ

は大変喜ばれた。また、避難所生活の困りごとを聞いて、スタジアム担当者に伝え、担当者と一緒に対応策を考えて解決することもしていた(例:避難者が使用するプリンターが壊れている。女性用の下着を干す場所がない等)。東京に支店のない地元の信金の預金を下ろす方法や郵便物の受領方法の相談等を受け、関係各所と交渉して成果を上げたこともあった。約2か月で180件弱に上る相談(立ち話相談を含めるとそれ以上)内容はバリエーションにも富んでいるが、これは当初から法律相談以外の生活相談等にも誠実に対応した相談員の態度が避難者からの信頼を得た結果だとも思われる。

○相談担当員のマニュアル(抜粋)

その場で最新の情報を調べて回答すると喜ばれます。PC・Eモバイル等を持参頂けると幸いです。また、可能な方は、モバイルプリンタもあると便利です。その場で申請書など印刷すると喜ばれます。・・現在機材につき交渉中。現状では自己負担でお願いします。・・・なお電源の確保はできていませんので悪しからず。

○ある日の相談担当員の方へのメール

今週の月曜日から連続して入ってきました。廊下ですれ違って挨拶をして顔を覚えてもらえると、2,3回から位でしょうか、本当に人なつっこく、色々な話をしてくれます。一人と話しをしていると、何となくこの人大丈夫ではないかと思ってくれるみたいで、他の人とも話しやすくなります。是非何度か足を運んで頂きたいと思います。

3. 社会福祉士との連携

3月21日の試行的相談の時から、避難者が抱える様々な悩みに「寄り添い」、「仕分け」をしてくれる、ベテランの社会福祉士と連携をして相談にあたったことも良い結果につながったと考えられる。生活を支援するための継続的な観察や柔軟な支援活動に

は社会福祉士の専門性が発揮されており、特に相談受付業務を担当してもらうことにより弁護士との連携もスムーズであった。

○メーリングリストにて共有した雑感内容

「社会福祉士さんに、あの方ちょっと精神疾患あるかもとか、あの方たちちょっと気になるよねと言うと、たいていは、既にマークしています。少し気かけながら支援のタイミング等を考えて行動されています。これは力のある社会福祉士さんだからできるのだと思いますが、すごいスキルだと思いました。どうか、若手の弁護士の先生方には是非このようなところも見て頂ければと思います。」

○相談担当員のマニュアルに当初記載していた内容【相談受付】

受付は社会福祉士さんが近くにいれば、相談カードの記入は極力、社会福祉士さんに委ねてください。いなければ、弁護士1人は受付対応を願います。

理由) 悩みがぐちゃぐちゃになっている人もいます。また、調布のボランティアセンターで解決できそうな悩みを持っている人もいます。社会福祉士さんはそういう人をうまくナビゲートしてくれます。

【相談場所誘導】

座っているだけでは相談は来ません。相談場所への誘導は必要です。でも強引になってはいけ

ません。それぞれ相談をしたいタイミングは人によって違います。

特に、居室内に入っただけの誘導は余ほどの注意が必要です。自信のない人は、体育館やロビーなどの広いスペース以外ではやめておきましょう。なお社会福祉士さんには居室内に入ってもらいニーズを引き出すようお願いしています。社会福祉士さんたちはとてもうまく、被災者の方たちと接しています。その方法等を参考に、被災者の方の立場に立った、呼び込みを実践頂ければと思います。また、見ていてなんとなく気になった人(熱ある? 障害あり? うつっぽい? 認知症? など)がいらっしゃったら、気になるということを社会福祉士さんに伝えるとうまくアプローチしてくれます。

5. その後の被災相談へのつながり

避難所相談は被災直後の混乱期に行われ、臨機応変に対応する必要も高く、その後に行われる専門性の高い本格的な法律相談とは異なる面があると思われる。しかし、今回避難所相談を担当し、純粋な法律相談と言えなくても、弁護士が、自らの持っているスキルで「できることをやる」という姿勢を保つことが、その後の弁護士による本格的な法律相談につながっていく面もあるのではないかと考え、ここに雑感として記載する次第である。